

福島市選択型エールクーポン に関するお知らせです

選択型エールクーポンとは？

本市では、長引く物価高に直面する市民生活の支援と、地域経済の下支えするため、選択型エールクーポンを発行いたします。

購入不要の紙のクーポンか、デジタルクーポン「福デジくん」を選べます。

◎ 対象者
令和5年12月1日時点で福島市に住民票のある方

◎ 選択型エールクーポンの内容
世帯単位で以下のいずれかを選んで利用できます。

(使用期限 令和6年5月31日(金) 予定)

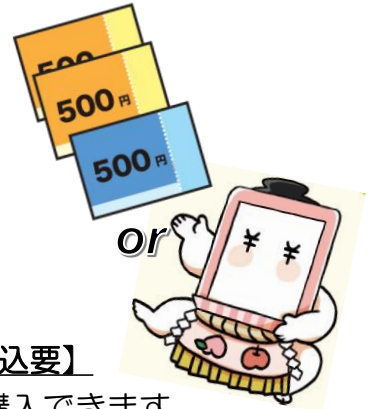
・ **紙クーポン(値引き型クーポン)** 【申込不要】

1人につき1,500円分(500円券×3枚)

・ **デジタルクーポン「福デジくん」** 【オンライン申込要】

5,000円で6,500円分 } どちらかを1人につき1回購入できます

10,000円で12,500円分 } (クレジットカード決済またはコンビニ決済)



◎ 事業のスケジュール

1月25日から順次 市から世帯主あてに、事業の案内通知を郵送で送付

2月8日 デジタルクーポンオンライン申込期限

3月上旬 市から世帯主あてに、値引き型クーポンかデジタルクーポン購入用シリアルコードを郵送

3月上旬 <購入・利用開始>

配偶者等からの暴力を理由に避難している方への支援

◎ 配偶者やその他親族からの暴力や、性暴行被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している方で、事情により、**令和5年12月1日以前に、避難先に住民票を移すことができていない方は**、裏面に記載の手続をしていただくと、以下の措置が受けられます。

◎ 手続を行った方とその同伴者分のエールクーポン(紙orデジタル)は、配偶者等からの申請があっても交付しません。

【手続の対象となる配偶者等からの暴力を理由に避難している方の要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

①配偶者暴力防止法に基づく保護命令が出されていること

②婦人相談所等から配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する証明書等が発行されていること

③令和5年12月1日以降に住民票が避難先に移され、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること

配偶者等からの暴力を理由に 避難している方の申出の手続

◎ 申出期間中（令和6年2月29日まで）に、下記担当課へ「**申出書**」を提出してください。

※「申出書」は、市ホームページよりダウンロードできます。

※令和6年2月29日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。
まずは、速やかに下記担当へご相談ください。

◎ 「申出書」には、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次のいずれかの添付が必要です。

裁判所が発行する保護命令決定書の謄本又は正本

婦人相談所等が発行する証明書等

※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

※ ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。

◎ **ご不明な点があれば、下記担当までお問い合わせください。**

【問い合わせ先】

〒960 - 8601 福島県福島市五老内町3番1号

福島市商工観光部商工業振興課 商業振興係

TEL024 - 525 - 3720 FAX024 - 535 - 1401